

婚姻届

1. 必要書類および事前手続きの確認

婚姻届出の際には下記の添付書類や事前手続きが必要となります。取り寄せに日数がかかる場合もあるため、事前に確認をし、届出当日までに忘れずにご準備ください。

| | 夫 | 妻 |
|----|--|---|
| | 住民異動届 ※1 (転居・転入がある場合、 氏・本籍・筆頭者の変更等がある場合) | 住民異動届 ※1 (転居・転入がある場合、 氏・本籍・筆頭者の変更等がある場合) |
| | 転出手続き ※2 (婚姻届出と同時に届出地に転入する場合) | 転出手続き ※2 (婚姻届出と同時に届出地に転入する場合) |
| | 官公署発行の写真付きの身分証明書 ※3 マイナンバーカード または 運転免許証 その他 () | 官公署発行の写真付きの身分証明書 ※3 マイナンバーカード または 運転免許証 その他 () |
| | 印鑑 ※4 (署名欄に押印する場合) | 印鑑 ※4 (署名欄に押印する場合) |
| 備考 | ※1 婚姻届出の際に記入できるときは事前にご用意いただく必要はありません。 ※2 婚姻届出と同時に転入の手続き(転入届)をする場合には、事前に転出の手続きが必要です。 なお、土日祝日に会津若松市役所で婚姻届出と同時に転入届を希望される場合、事前にいままでの住所地の市町村役場に出向き、「転出証明書」を交付してもらい、婚姻届と一緒に持参してください(「転出証明書」が交付されないマイナンバーカードによる特例転入またはオンライン転出の手続きでは、土日祝日には転入届ができませんのでご注意ください)。 ※3 マイナンバーカードや運転免許証をお持ちでない場合は、パスポートを持参ください。いずれもお持ちでない場合、次のうち2点を持参ください→保険証、年金手帳、社員証等 ※4 令和3年9月1日から届出人欄及び証人欄の押印は必須ではなく任意となりました。 | |

婚姻と同時に養子縁組する場合や外国人と婚姻する場合などは、事前に市民課戸籍グループへご相談ください。

2. 婚姻届の記入

裏面の記入例をご参照の上、記入してください。
内容に誤りがあると婚姻届を受理できない場合があります。
以下のチェック表をご活用ください。



【婚姻届最終チェック表】

| | | | |
|---|------|---|---|
| 用紙左側 | (1) | 氏名 | <input type="checkbox"/> 婚姻前の(現在の)氏名を記入 |
| | | 生年月日 | <input type="checkbox"/> 日本国籍の場合は和暦で、外国籍の場合は西暦で記入 <input type="checkbox"/> 婚姻年齢(満18歳以上)に達しているか |
| | (2) | 住所 | <input type="checkbox"/> 届出日現在の住民票上の住所を記入(同時に会津若松市外からの転入届または会津若松市内での転居届をする場合は新しい住所を記入) ※同時に転入届をする場合、事前に転出の手続きが必要(土日祝日に転入する場合「転出証明書」の添付が必要) |
| | | | <input type="checkbox"/> 婚姻前の(現在の)本籍を記入 |
| | (3) | 本籍 | <input type="checkbox"/> 婚姻前の(現在の)本籍を記入 |
| | (4) | 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍 | <input type="checkbox"/> 夫の氏にするか、妻の氏にするかを選択 <input type="checkbox"/> 婚姻後の新しい本籍を記入(夫妻のうち氏の変わらない方がすでに戸籍の筆頭者になっている場合は記入不要) |
| <input type="checkbox"/> 結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのどちらか早い方の「年・月」を記入 <input type="checkbox"/> 同居も結婚式も、まだしていない場合は記入不要 | | | |
| 用紙右側 | (6) | 初婚・再婚の別 | <input type="checkbox"/> 再婚の場合、死別または離別の年月日を記入 |
| | | 届出人署名★ | <input type="checkbox"/> 夫妻が現在の氏名でそれぞれ自署 ※押印は任意 |
| | 証人欄★ | <input type="checkbox"/> 成人の証人2名がそれぞれ自署 ※押印は任意 <input type="checkbox"/> 証人がそれぞれ生年月日、住所、本籍を正しく記入(特に本籍に誤りがないようご注意ください) | |
| | 連絡先 | <input type="checkbox"/> 日中連絡がとれる電話番号を記入 | |

★印の欄は、内容に誤りがあり修正の必要が生じた場合、ご本人しか修正ができませんのでご注意ください。

戸籍届出に関する問合せ先：会津若松市役所 市民課 戸籍グループ
(電話 0242-39-1230)